

(介護予防) 訪問看護 重要事項説明書

〈令和 8 年 7 月 1 日現在〉

I 訪問看護事業者の概要

法人名	社会福祉法人 すいよう会	
代表者	真木 昭	
所在地	住所	新居浜市清住町 1 番 36 号
	電話	0897-46-5353
設立年月日	平成 2 年 10 月 15 日	

II 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション satoiro	
管理者	宮本 志織	
所在地	住所	新居浜市郷 3 丁目 1 6 番 3 9 号
	電話	0897-66-8100
	FAX	0897-66-8102
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
介護保険事業所番号	3 8 6 0 5 9 3 1 0 6	

(2)事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態となったご利用者様が、居宅において日常生活を営むために適正な訪問看護サービスを提供することを目的とする
運営の方針	①訪問看護サービスを提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます ②事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保険医療・福祉などの関連機関との連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所の職員体制

職種	人員	備考
管理者	常勤 1 名	保健師又は看護師
看護師	常勤換算で 2.5 名以上	管理業務を行うものを含む

(4) 営業時間

営業時間	月曜日～土曜日 8:30～17:30 日曜日、国民の祝日、10月16日から10月18日、12月30日から1月3日はお休みです。
------	--

(5) サービス提供地域

新居浜市内（大島・別子山を除く）

Ⅲ サービスの内容

当ステーションでは、個々の状況に応じた援助を行うことで、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるように努めます。

医療的ケア	療養上の世話、病気治療のための看護、健康状態の把握 医療面における助言、ターミナルケア
リハビリテーション	在宅におけるリハビリテーション 介護者への助言、介護に関する各種助言等

Ⅳ 利用料金

(1) 介護保険利用料金

① 基本単価

	サービス所要時間	単位数	基本料金	利用者負担額		
				1割	2割	3割
訪問看護	20分未満	314単位	3,140円	314円	628円	942円
	30分未満	471単位	4,710円	471円	942円	1,413円
	30分～1時間未満	823単位	8,230円	823円	1,646円	2,469円
	1時間～1時間30分未満	1,128単位	11,258円	1,128円	2,256円	3,384円
介護予防 訪問看護	20分未満	303単位	3,030円	303円	606円	909円
	30分未満	451単位	4,510円	451円	902円	1,353円
	30分～1時間未満	794単位	7,940円	794円	1,588円	2,382円
	1時間～1時間30分未満	1,090単位	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円

早朝（午前6時から午前8時）、夜間（午後6時から午後10時）は25%増
深夜（午後10時から午前6時）は50%増

② 加算減算（介護保険）

加算の種類	単位数	金額	利用者負担額			要件
			1 割	2 割	3 割	
初回加算(Ⅰ)	350 単位/1 月	3,500 円	350 円	700 円	1,050 円	新規に訪問看護計画書を作成し、退院当日に初回の訪問を行った時
初回加算(Ⅱ)	300 単位/1 月	3,000 円	300 円	600 円	900 円	新規に訪問看護計画書を作成し初回の訪問を行った時
複数名訪問加算(Ⅰ)	254 単位/1 回 (30 分未満)	2,540 円	254 円	508 円	762 円	複数の看護師等が同時に所要時間 30 分未満の訪問看護を行った場合
	402 単位/1 回 (30 分以上)	4,020 円	402 円	804 円	1,206 円	複数の看護師等が同時に所要時間 30 分以上の訪問看護を行った場合
複数名訪問加算(Ⅱ)	201 単位/1 回 (30 分未満)	2,010 円	201 円	402 円	603 円	看護師等が看護補助者と同時に所要時間 30 分未満の訪問看護を行った場合
	317 単位/1 回 (30 分以上)	3,170 円	317 円	634 円	951 円	看護師等が看護補助者と同時に所要時間 30 分以上の訪問看護を行った場合
長時間訪問加算	300 単位/1 回	3,000 円	300 円	600 円	900 円	特別な管理を必要とする利用者に対して 1 時間 30 分以上の訪問看護を行った場合
同一建物減算	基本単価の 10% を減算 (90/100 を算定)					事業所と同一敷地内、隣接する敷地内の建物、同一の建物に居住する利用者、1 月あたり同一の建物に居住する 20 人以上の利用者に訪問看護を行った場合
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574 単位/1 月	5,740 円	574 円	1,148 円	1,722 円	事業所が利用者の同意を得て、必要に応じて 24 時間相談・訪問を行う体制にある場合
特別管理加算(Ⅰ)	500 単位/1 月	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	気管カニューレ、留置カテーテル等の特別な管理のある場合
特別管理加算(Ⅱ)	250 単位/1 月	2,500 円	250 円	500 円	750 円	人工肛門、褥瘡、在宅酸素などの特別な管理のある場合
ターミナルケア加算	2500 単位/死亡月	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	亡くなった日を含め 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを実施した場合(要介護のみ)
退院時共同指導加算	600 単位/1 回	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	入院(入所)している方が、退院(退所)するにあたり、共同で療養上必要な指導をし、その内容を情報提供した場合
看護・介護職員連携強化加算	250 単位/1 月	2500 円	250 円	500 円	750 円	訪問介護員が円滑で安全な喀痰吸引等が実施できるように、計画を作成し、助言行うなどの連携を行った場合

訪問看護処遇改善加算	1 か月の所定単位数に 1.8%を乗じた単位数	職員の処遇改善を通じて、安定した訪問看護サービスを継続して提供するための制度
------------	-------------------------	--

- i 運営基準（厚生労働省令）で定められた「その他の費用」（金額、自己負担）
ii 運営のサービス提供の範囲を超える保険外の費用（全額、自己負担）

(2) 医療保険利用料金

① 利用料

診療内容	算定回数等	金額	利用者負担額			備考
			1 割	2 割	3 割	
訪問看護基本療養費Ⅰ (1 日につき)	週 3 日目まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円	医師の指示書に基づいた、訪問看護に対する 1 回の料金
	週 4 日目以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円	
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一日に 2 人まで)	週 3 日目まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円	同一日に同じ建物に居住する複数の利用者に訪問看護を提供した場合の 1 回の料金
	週 4 日目以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円	
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一日に 3 人以上)	週 3 日目まで	2,780 円	278 円	556 円	834 円	
	週 4 日目以降	3,280 円	328 円	656 円	984 円	
訪問看護基本療養費Ⅲ	1 回	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円	在宅療養に備えて一時的に外泊している方に対して、訪問看護を行った場合 (厚生労働大臣が定める疾病等は 2 回)
訪問看護管理療養費 (月の初日の訪問)	1 回	7,440 円	744 円	1,488 円	2,232 円	安全な訪問看護提供体制が整備され、訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合
訪問看護管理療養費 (月の 2 回目以降)	1 日につき	3,000 円	300 円	600 円	900 円	
訪問看護情報提供療養費	月に 1 回	1,500 円	150 円	300 円	450 円	介護保険サービスや福祉サービスを有効に行うために、管轄する市町村からの求めに応じて、利用者の同意を得た上で、必要な情報を提供した場合
訪問看護ターミナルケア療養費	1 回限り	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	亡くなる前 14 日以内に 2 回以上主治医と連携し、終末期看護の提供を行った場合

② 加 算（医療保険）

加算の種類	算定回数等	金額	利用者負担額			備考
			1 割	2 割	3 割	

緊急 訪問看護加算	1 回 月 14 日まで	2,650 円	265 円	530 円	795 円	利用者やその家族の求めに応じて、 在宅支援診療所の指示により緊急訪 問を行った場合
	1 回 月 15 日以上	2,000 円	200 円	400 円	600 円	
難病等複数回 訪問看護加算	1 日 2 回	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	厚生労働大臣が定める疾病や急性の 増悪時に特別訪問看護指示書が交付 され、複数回訪問した場合
	1 日 3 回	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	
加算の種類	算定回数等	金額	利用者負担額			備考
			1 割	2 割	3 割	
乳幼児加算	1 日につき	1,300 円	130 円	260 円	390 円	6 歳未満の利用者に対し、訪問看護 を行った場合(指定されている疾患 の場合は 1,800 円)
複数名 訪問看護加算	週に 1 回	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	特別な管理や注意のため必要があっ て、その家族の同意を得て看護師が 複数名で訪問した場合
夜間・早朝 深夜加算	夜間・早朝	2,100 円	210 円	420 円	630 円	18 時から 22 時、6 時から 8 時の間 に求めがあって訪問した場合
	深夜	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円	22 時から翌 6 時までの間に、求めが あって訪問した場合
24 時間対応体制 加算	月に 1 回	6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円	24 時間電話などにより常時対応可 能な体制の訪問看護を受ける希望同 意がある場合
特別管理加算	月に 1 回	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	気管カニューレ、留置カテーテル等 の特別な管理のある場合
	月に 1 回	2,500 円	250 円	500 円	750 円	人工肛門、褥瘡、在宅酸素などの特 別な管理のある場合
退院時共同指導 加算	月 1 回か 2 回	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	退院（退所）に当たって、主治医ま たは職員と共に在宅での療養上必要 な指導を行い、その内容を文書で提 供した場合
特別管理指導 加算	1 回限り	2,000 円	200 円	400 円	600 円	特別管理加算を算定する状態の方 へ、退院時共同指導を行った場合
退院支援指導 加算	1 回	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	退院日に在宅での療養上必要な指導 を行った場合(長時間加算の対象者 で合計時間 90 分以上となった場合 は 8,400 円)
在宅患者連携指導 加算	月に 1 回	3,000 円	300 円	600 円	900 円	通院困難な利用者について、利用者 または家族などの同意を得て、月 2 回以上、情報共有とそれを踏まえた 指導を行った場合
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	月に 2 回	2,000 円	200 円	400 円	600 円	状態の急変や診療方針の変更に伴 い、医療関係職種等でのカンファレ ンスに参加し、共同で利用者や家族 に対して必要な指導を行った場合
看護・介護職員 連携強化加算	月 1 回	2,500 円	250 円	500 円	750 円	医師の指示のもと介護職員が医療ケ アを実施する場合に、介護職員に対 する支援を行った場合

(3) その他の費用

- ① エンゼルケアは 15,000 円です。
- ② 交通費：通常実施地域内での訪問看護サービスの場合は不要です。
*通常実施地域以外の地域の場合は、1 訪問につき 500 円頂きます。
- ③ サービスの実施に必要な自宅での水道・電気・ガス・電話などの費用は、利用者様負担です。

(4) キャンセル料

ご利用者の都合により、サービスを中止する場合は次のキャンセル料が発生します。

① 利用日の前日に連絡があった場合	キャンセル料は不要です
② 利用日の当日にも連絡がなかった場合	料金の 100%を請求いたします

(5) 料金の支払い方法

毎月、月末締めとし翌月 10 日までに請求いたしますので、指定の方法（口座振替または現金）でお支払い下さい。支払い完了後領収書を発行いたします。口座振替の方は、15 日前後に引き落としさせていただきます。

V サービスの利用について

(1) サービスの利用開始

医師、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所からサービス利用のご相談、ご依頼があった場合、サービス開始前に当事業所職員がご自宅へお伺いいたします。契約締結後、医師の指示及び居宅サービス計画書に基づき訪問看護計画書を作成し、サービス提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに、文書でお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の 1 カ月前までに、文書で通知いたします。
- ③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知がない場合でも自動的にサービスが終了します）
 - ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

*非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービスサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

(3) その他

- ① ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止をする場合があります。
- ② 訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなったときは、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ③ 他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。
- ④ 気象庁による警報発令時、または大雨、積雪等、自然災害などによりサービス提供が著しく危険であると事業所が判断したときは、曜日や時間の変更をお願いする場合があります。

VI 職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者または家族の金銭。預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) 利用者の同居家族に対するサービス提供
- (4) 利用者の居宅での飲食、喫煙、飲酒
- (5) 身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為

※利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急時やむをえない場合を除く

- (6) その他利用者または家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

VII 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

VIII 緊急時の対応

- (1) サービス提供にあたり、事故、体調の変化、病状の急変等が生じた場合は、ご家族、主治医、救急医療機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	医療機関名		連絡先	
	主治医名			

緊急連絡先 ①	氏名・続柄		連絡先	
緊急連絡先 ②	氏名・続柄		連絡先	

IX 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 従業者が得たサービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族の個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (3) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。事業者、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (4) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報においても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (5) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

X 苦情相談窓口

(1) 訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を以下のように設置します。

窓口	訪問看護ステーション satoiro
電話番号	0897-66-8100
FAX 番号	0897-66-8102
受付時間	8:30～17:30 (日・祝日・地方祭・年末年始を除く)
受付担当者	事務所 山地 竜海
解決責任者	管理者

(2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下の通りです。

- ① 苦情発生時は、面談等により詳しい事情を聴取します。
- ② 必要時は、検討委員会を設置します。
- ③ 苦情に内容、結果、改善事項を記録し、5年間保存します。
- ④ 苦情に対して市町村が調査を行う場合は、調査に協力し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行います。

(3) 当事業所で解決できない苦情に対する申し立て先

新居浜市役所介護福祉課	所在地	新居浜市一之宮1丁目5番1号
	電話番号	0897-65-1241
	受付時間	月～金 8:30～17:15 (日・地方祭・年末年始を除く)
国民健康保険団体連合会	所在地	松山市高岡町101-1
	電話番号	089-965-8700
	受付時間	月～金 8:30～17:15 (祝日・地方祭・年末年始を除く)
愛媛県社会福祉協議会	所在地	松山市持田町3丁目8番15号
	電話番号	089-921-5070
	受付時間	月～金 8:30～17:15 (祝日・地方祭・年末年始を除く)

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書に基づいて重要な事項を説明しました。

説明者 印

利用者との続柄